2．2　貯蔵施設・場所及び貯蔵容器の点検管理について

(1)　貯蔵施設・場所の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

①　漏出の有無

②　コンクリート床面のひび割れの有無

③　防液堤の損傷の有無

④　側溝、ためます、分離槽等の状態

⑤　雨水ためますの整理状況

⑥　その他

(2)　貯蔵施設の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

①　底板の損傷、腐食、漏出の有無

②　側板の損傷、腐食、漏出の有無

③　液面計の損傷、漏出の有無

④　下部弁の損傷、腐食、漏出の有無

⑤　その他

なお、貯蔵施設が地下に設置されている場合には、構造的に漏出の有無を確認しにくいため、本体、配管等からの漏出の有無に留意し、厳重な点検管理を行うこと。

(3)　石油缶等の容器の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

①　容器の損傷、腐食、漏出の有無

②　栓のゆるみ

③　貯蔵数量

④　その他

2．3　作業施設の点検管理について

(1)　施設の本体、配管等の経目、弁等からの漏出の有無を点検管理すること。

(2)　水分離器がある場合には、フィルターの目詰まり及び液面検出器の状態を点検管理すること。

(3)　局所排気装置が正常に作動すること及び集じん装置のフィルターが目詰まりしていないことを点検管理すること。

2．4　作業場所の点検管理について

(1)　床面、受皿及び地下ピットへのトリフェニルスズ化合物の漏出の有無を点検管理すること。

(2)　ためます、分離槽等へのトリフェニルスズ化合物の漏出の有無を点検管理すること。

(3)　床面及び地下ピットのひび割れの有無を点検管理すること。

3．トリフェニルスズ化合物の取扱作業については、次の事項に留意して作業すること。

3．1　作業基準の策定等について

作業基準を3．2及び3．3を踏まえて策定し、作業中にはこれを遵守させること。

3．2　移替作業について

(1)　液体であるトリフェニルスズ化合物を取り扱う場合には、適切に整備されたトリフェニルスズ化合物に適したポンプ又はサイホンを使用すること。

(2)　移替作業は、トリフェニルスズ化合物を飛散又は漏出させないように行うこと。特に粉体を取り扱う場合には、粉じんを発生させないよう注意して取り扱うこと。

(3)　液面の高さ等に注意して、トリフェニルスズ化合物があふれることのないようにすること。

(4)　トリフェニルスズ化合物を使用装置に充填する場合は、作業及び使用装置の作動を停止すること。

(5)　移替作業後、直ちに注入口を密栓すること。

(6)　万一、トリフェニルスズ化合物を誤って飛散又は漏出させた場合に備えて、移替作業に当たっては受皿等を用意すること。

3．3　使用について

(1)　使用装置については、始業点検を行うとともに、作業中にも随時点検を行うこと。

(2)　トリフェニルスズ化合物を飛散又は漏出させないように注意して作業を行うとともに、作業終了後は、使用装置の点検を行い、使用装置をふたで密閉する等トリフェニルスズ化合物の飛散又は漏出を防止すること。

(3)　万一、トリフェニルスズ化合物を誤って飛散又は漏出させた場合に備えて、使用に当たっては受皿等を用意すること。

4．トリフェニルスズ化合物を取り扱う施設の補修等については、次の事項に留意して適宜見直しを行い、必要に応じて改善措置を図ること。

取扱施設の排気及び排水について、適切なサンプリング及び分析を行うことにより、それらに含まれるトリフェニルスズ化合物の濃度を把握し、異常が見い出された場合には、トリフェニルスズ化合物を取り扱う施設の構造、施設の点検管理及び取扱作業について見直しを行うことにより、その原因を究明すること。

5．トリフェニルスズ化合物を取り扱う施設からのトリフェニルスズ化合物の漏出又は飛散については、次の事項に留意して対応すること。

5．1　漏出等応急措置等の策定等について

次の内容を踏まえた漏出等応急措置等を策定し、応急措置及び処理方法をあらかじめ作業者に周知しておくこと。

(1)　発見者は、漏出等を責任者に通報するとともに、通報を受けた責任者は、装置を停止させる等必要な応急措置を速やかに作業者に対し指示すること。

(2)　漏出箇所からの漏れ等を止めるか、又はその施設内の内容物を他の容器へ移し替えること。

(3)　漏出物等は、ポンプ等により回収するとともに、回収できなかったものについては、活性炭等による吸着、乾燥した砂等による吸収又はウエス、紙タオル等によるふき取りを行うこと。

5．2　漏出等を認めたときの措置について

漏出等を認めたときは、漏出応急措置等に従って処理すること。

○農林水産省告示第四百三十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の一の項のイスラエル国から発送されるシャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにスウィーティの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、平成二年三月二十三日から施行し、昭和四十七年六月九日農林省告示第八百四十六号（イスラエル国から発送されるシャムテ種、バレンシア種及びワシントンネーブル種のスウィートオレンジ等の生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件）は、平成二年三月二十二日限り廃止する。

平成二年三月二十日

農林水産大臣　山本　富雄

一　植物及び地域

シャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにスウィーティの生果実であつて、イスラエル国のうち、イスラエル国植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。

二　輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三　生産地における検査及び証明

イ　イスラエル国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているイスラエル国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

ロ　イの植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア　チチュウカイミバエに侵されていないものであること。

イ　五の消毒が行われたものであること。

ハ　イの植物検疫証明書には、イの検査及び五の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。

四　封印

生果実のこん包には、イスラエル国植物防疫機関による封印がなされていること。

五　生産地における消毒

低温処理施設において、次の方法による消毒が行われたものであること。

イ　シャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジについては、生果実の中心部が〇・五度になつた後引き続き十四日間又は一・五度になつた後引き続き十六日間その温度で消毒すること。

ロ　グレープフルーツについては、生果実の中心部が〇・五度になつた後引き続き十三日間又は一・五度になつた後引き続き十六日間その温度で消毒すること。

ハ　スウィーティについては、生果実の中心部が一・五度になつた後引き続き十六日間その温度で消毒すること。

六　積込み時の措置

船又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。

七　表示

三のイの検査及び五の消毒が行われた各生果実には輸出植物検疫が終了している旨の表示がなされており、また、そのこん包の三面以上に仕向地が日本である旨の表示がなされていること。